

令和3年度東京都主任介護支援専門員研修 受講者推薦要件の概要

東京都の要件

以下をすべて満たすこと

1 勤務要件

常勤専従の介護支援専門員または主任介護支援専門員に準ずる者として配置され勤務

+

2 研修要件

次のいずれかの研修を修了

- (1) 介護支援専門員専門研修 I および II
- (2) 介護支援専門員専門研修 I および都道府県が実施する更新研修(20時間または32時間)
- (3) 都道府県が実施する更新研修(53時間または88時間)

+

3 実務経験要件

次のいずれかに該当

- (1) 常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)
- (2) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または、認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上

+

4 区市町村要件

次のいずれかに該当

- (1) 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置
- (2) 質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援および連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者
- (3) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者

練馬区の要件

以下をすべて満たすこと

練馬区要綱第2条 次のすべての資質を有すること

- (1) 地域において介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導および助言を行うことができる者
- (2) 地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集および発信ならびに事業所および職種間の調整を行うことができる者
- (3) 事業所における適正な人事・経営管理ができ、かつ、利用者の視点にたってフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確認し、改善していくような提案を行うことができる者

+

練馬区要綱第3条 次のすべてを満たすこと

- (1) 所属する事業所等について、区や東京都が実施する実地指導等の結果に特に問題がないこと
- (2) 当該指導等が終結していること

+

練馬区要綱第4条第1項 次のすべてを満たすこと

- (1) 区内の事業所に勤務し、かつ区内において常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して2年(24ヶ月)以上
- (2) 地域包括支援センターまたは関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがある
- (3) 地域包括支援センターまたは関係機関が主催する研修会、事例検討会もしくはネットワークづくりを目的とした地域連携会議や情報交換会に積極的に参画
- (4) 当該研修修了後、1年間は引き続き区内で介護支援専門員として実務に従事する予定がある

+

練馬区要綱第4条第2項 次のいずれかに該当

- (1) 地域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上および地域ネットワークの構築を目的とした勉強会や研修、事例検討会等を過去1年間の間に複数回以上企画または実施(参画)している
- (2) 東京都内の在宅介護支援センターまたは地域包括支援センターにおいて、2年以上相談業務を勤めた経験があり、現に相談業務に勤めている

令和2年度第Ⅱ期東京都主任介護支援専門員研修(新規) 受講者推薦要件の概要

東京都の要件

以下をすべて満たすこと

1 勤務要件

常勤専従の介護支援専門員または主任介護支援専門員に準ずる者として配置され勤務

+

2 研修要件

次のいずれかの研修を修了

- (1) 介護支援専門員専門研修ⅠおよびⅡ
- (2) 介護支援専門員専門研修Ⅰおよび都道府県が実施する更新研修(20時間または32時間)
- (3) 都道府県が実施する更新研修(53時間または88時間)

+

3 実務経験要件

次のいずれかに該当

- (1) 常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)
- (2) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または、認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上

+

4 区市町村要件

次のいずれかに該当

- (1) 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置
- (2) 質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援および連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者
- (3) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者

練馬区の要件

以下をすべて満たすこと

練馬区要綱第2条 次のすべての資質を有すること

- (1) 地域において介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導および助言を行うことができる者
- (2) 地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集および発信ならびに事業所および職種間の調整を行うことができる者
- (3) 事業所における適正な人事・経営管理ができ、かつ、利用者の視点にたってフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案を行うことができる者

+

練馬区要綱第3条 次のすべてを満たすこと

- (1) 所属する事業所等について、区や東京都が実施する実地指導等の結果に特に問題がないこと
- (2) 当該指導等が終結していること

+

練馬区要綱第4条第1項 次のすべてを満たすこと

- (1) 区内の事業所に勤務し、かつ区内において常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して2年(24ヶ月)以上
- (2) 地域包括支援センターまたは関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがある
- (3) 地域包括支援センターまたは関係機関が主催する研修会、事例検討会もしくはネットワークづくりを目的とした地域連携会議や情報交換会に積極的に参画
- (4) 当該研修修了後、1年間は引き続き区内で介護支援専門員として実務に従事する予定がある

+

練馬区要綱第4条第2項 次のいずれかに該当

- (1) 地域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上および地域ネットワークの構築を目的とした勉強会や研修、事例検討会等を過去1年間の間に複数回以上企画または実施(参画)している
- (2) 東京都内の在宅介護支援センターまたは地域包括支援センターにおいて、2年以上相談業務を勤めた経験があり、現に相談業務に勤めている